

行 動 規 範

制定施行 2013年 4月 1日

改定施行 2022年 6月 1日

われわれ年金数理人は、年金数理に関する専門家として、昭和 63 年 9 月の年金数理人制度の法制化以後、年金数理人の資質の向上及び品位の保持に努めると同時に、年金数理の改善進歩を図ることを通じて、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金の財政の健全性の維持向上、退職給付に関する会計基準への貢献等に取り組んできた。

年金の社会的使命の重要性が高まるとともに、年金数理人の専門的職能と関与する公共の利益の大きさがあらためて注目されており、年金数理人の果たすべき役割に対する期待はますます高まってきている。このような社会的要請に応え、年金数理に関する専門家としての年金数理人に対する社会的な信頼を不動のものとするため、ここに、行動規範を制定する。

(目的)

第 1 条 この行動規範は、公益社団法人日本年金数理人会定款第 5 条第 1 項に定める正会員、準会員、名誉会員及び特定会員（以下「会員」という。）が遵守すべき事項を定める。

(業務)

第 2 条 行動規範の対象となる業務（以下「業務」という。）は以下の通りである。

- (1) 厚生年金基金の数理計算業務及び法令に定める確認業務
- (2) 確定給付企業年金の数理計算業務及び法令に定める確認業務
- (3) 国民年金基金の数理計算業務及び法令に定める確認業務
- (4) 退職給付会計に関する数理計算業務
- (5) 確定拠出年金の他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務及び法令に定める確認業務

(遵守義務)

第 3 条 会員は、業務を行うに当たって、行動規範を遵守しなければならない。

2 会員は、定款及び懲戒規則に定められている懲戒手続きの適用を受け、かつ、その定めに基づいて異議の申し立てをする権利を有するものであり、定款及び懲戒規則に定める正規の手続きを経た決定又は懲戒規則に定める不服審査会の決定に服さなければならない。

- 3 会員は、最新の行動規範の定めを必ず理解しておかなければならない。

(信用保持)

- 第4条 会員は、その社会的使命にかんがみ、年金数理人の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。
- 2 会員は、年金数理に関する専門職能の信望を高めるよう行動しなければならない。
 - 3 会員は、誤りや誤解を与えるおそれがあると認識している又は認識すべき広告宣伝活動や勧誘に従事してはならない。

(専門業務)

- 第5条 会員は、専門的職能人としての技術及び注意をもって、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。
- 2 会員は、一般社会及び業務の依頼者（以下「顧客」という。）並びに所属法人に対して専門的職能人としての職責を全うできるよう行動しなければならない。
 - 3 会員は、専門的職能人として業務を遂行するため、会員相互の研鑽その他を通じ自己の能力の向上に努めなければならない。

(業務の提供)

- 第6条 会員は、自己の顧客や所属法人等に勤務する者と共同して業務を遂行しなければならない。
- 2 会員は、業務を行うだけの能力があり、かつ、適切な経験を有する場合でなければ、その業務を遂行してはならない。また、会員は、依頼された業務の遂行に必要な情報の取得に努めなければならない。
 - 3 会員は、他の会員が以前に提供した業務を引受けるよう依頼された場合には、その職責を辞退すべき理由がないことを確認するために、その会員の意見を聞くことが適切かどうか、検討しなければならない。
 - 4 会員は、関係法令及び本会定款並びに本会が定める規則の他、適切な実務基準に従って業務を遂行しなければならない。
 - 5 会員は、本会又は他者が作成し、本会が採用している実務に関する指針であって、会員に対して拘束力のあるもののうち、関連のあるものを全て考慮に入れなければならない。また、本会又は他者が作成し、本会が採用している実務に関する情報であって、会員に対して拘束力のないものを参考にすることができる。

(業務責任の明示)

第7条 会員は、業務の結果を報告するにあたり、それがどの顧客のためのものであるか及び自己がどのような立場でその業務を遂行したかを確認しなければならない。

- 2 会員は、業務の結果を報告するにあたり、自己がその職責を負うことを明示しなければならない。会員は、顧客又は所属法人等に対して、業務の範囲、適用した手法およびデータに関する補足の情報や説明を提供するために、自己又は他の情報源が利用できる範囲を示さなければならない。

(利害の対立)

第8条 会員は、自己の公正な活動が損なわれず、かつ、現在の又は潜在的な利益相反が全ての当事者に対して全て開示されている場合を除き、現在の又は潜在的な利益相反に自己が含まれることになる業務を遂行してはならない。

(守秘義務)

第9条 会員は、秘密情報(公表されていない顧客情報及び業務を行った結果としてその会員が得た顧客情報を指す。)を第三者に漏洩してはならない(法的な要件に従う範囲内であって、顧客が承認する場合又は本会の懲戒手続きにおいて必要とされる場合を除く。)

(報酬の源泉)

第10条 会員は、顧客に提供する業務に関して、自己に対するその顧客以外の重要な報酬又は収益の源泉があることが判明した場合は、直ちにその顧客に対してその源泉を開示しなければならない。

(疑義)

第11条 会員は、この行動規範の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規範に規定がない事項について疑義が生じた場合、理事長にその疑義についての判定を求めることができる。

- 2 前項の申し出があった場合、理事長は関係委員会に諮問しその答申を得た後、理事会の決議を得て判定を行う。